

# 令和6年度 フルハーネス型安全帯使用作業特別教育ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教育機関  
建設業労働災害防止協会山形県支部  
登録番号：T5 0104 0500 1851

墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進するための、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成31年2月1日施行)に伴い、「高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業を除く)」は特別教育の対象業務に追加となりました。

平成31年2月1日以降は、当該作業については特別教育が必要になることから、資格取得のための講習会を下記のとおり開催いたしますので、計画的に受講されますようご案内申し上げます。

## 1 講習日時【学科・実技日程】

日 程	講習会場
令和6年 8月 26日 (月) 9:00~16:10	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL : 0237 (83) 2211

## 2 受講対象者 (下記に該当する方)

高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業を除く)

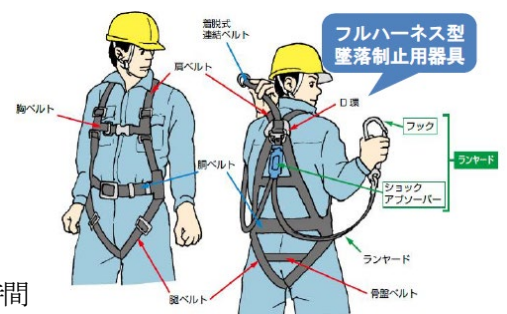
## 3 講習カリキュラム (学科：4.5時間 実技：1.5時間)

(学科：4.5時間)

- ・ 作業に関する知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1時間
- ・ 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る)に関する知識・・・・・・・・ 2時間
- ・ 労働災害の防止に関する知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1時間
- ・ 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30分

(実技：1.5時間)

- ・ 墜落制止用器具の使用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.5時間



**【注意】** 受講当日、使用中のフルハーネス型安全帯・ヘルメットを持参して下さい。(服装は長袖・長ズボンまたはつなぎ) 会場でのフルハーネス型安全帯の貸出しは行いません。

## 4 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

区 分	一 般	建災防会員 (会員には受講料2,000円補助)
受講料・教材費	受講料 9,190円 教材費 847円	受講料 7,190円 教材費 847円
	合 計 10,037円	合 計 8,037円

**【注意】** 人材開発支援助成金は、講習終了後2カ月以内の申し込み手続きとなります。

## 5 受講申込方法、手続き

### (イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送(提出)して下さい。  
(注2) 定員(50名)になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

### (ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。  
(土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること)
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 「領収書」は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方はご連絡下さい。

### (ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660  
建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL: 0237(83)2211 FAX: 0237(83)2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通No. 0189758  
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通No. 0063838  
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

## 6 修了証 所定の科目を受講した者に講習終了後、即日交付となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始  
○講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「特別教育 統合修了証」を発行します。  
○建災防山形県支部発行の「特別教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。  
※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。  
※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

## 7 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。  
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意ください。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の5日前(土、日、祝日を除く)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または  
建設業技能安全センター

検索 